平成２６年（フ）第１５１号
佐賀市鍋島２丁目11番11―336号
破産者　小副川　稔
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３８７号
熊本市中央区本山町214番地６　301、前住所熊本市中央区本山３丁目３番１―101号　エイルマンション
破産者　津地　秀隆
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２０号
鹿児島県鹿屋市串良町岡崎2532番地１、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市串良町岡崎1906番地
破産者　北　　幸一
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
宮城県石巻市沢田字台31番地　奥山方、開始決定時の住所北海道岩見沢市西川町503番地195
破産者　松本　則彦
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第４４号
北海道夕張郡長沼町宮下３丁目14番１号
破産者　三好　邦夫
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第６号
秋田県由利本荘市前郷字前郷162番地18
破産者　中国料理ＫＩＮＫＡＫＵこと　植村　欣哉
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第２３５号
茨城県ひたちなか市外野２丁目９―24　クローバーハイツＢ棟101号室、開始決定時の住所茨城県ひたちなか市大字足崎1457番地271
破産者　広原　伸人
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１４０号
山梨県南アルプス市寺部1198番地３
破産者　飯野　知彦
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４０９号
愛知県豊明市阿野町林ノ内32番地　ファミール豊明３Ｂ号、前住所愛知県豊田市生駒町立入100番地
破産者　髙木　玲子
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
愛知県豊田市小手沢町入ケ洞２番地
破産者　三宅あや子
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
愛知県高浜市田戸町４丁目６番地60　ハイツ田戸305号室
破産者　布田　龍次
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
兵庫県尼崎市御園３丁目４番１号マンション御園205、前住所兵庫県尼崎市御園１丁目２番47号
破産者　峰松　　悟
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２１号
兵庫県西宮市里中町３丁目２番17―314号、前住所大阪市西区南堀江４丁目23―32ルッソ南堀江303号室
破産者　津田くるみ
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４６号
兵庫県尼崎市東本町３丁目76番地アパハウスぜん104
破産者　森本　晃弘
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２３号
奈良市西大寺赤田町２丁目２番３号
破産者　小坂　明子
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１６５号
広島県神石郡神石高原町阿下430番地
破産者　馬屋原　豊
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１９４号
宮崎市神宮東２丁目11番41号　メゾンシエナ301号
破産者　大山眞由美
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９号
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字松尾1430番地６
破産者　松岡　寿尚
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部